土地交換契約書

　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）とは甲所有の末尾

記載１物件と乙所有の末尾記載２物件について、これを交換するにつき次の通り契約する。

第１条　この契約書と同時に、１物件の所有権は乙に２物件の所有権は甲に移転するも

　　　　のとする。

第２条　前項に必要な手続（登記登録書）は甲乙協議の上、遅滞なく行うものとする。

第３条　甲と乙とはそれぞれ協議の上、１物件については乙に、２物件については甲に、

　　　　それぞれの所在地において引き渡すものとする。

　　　　②使用収益を阻碍する事実上、法律障碍は甲及び乙において、それぞれ

　　　　その責任において撤去しておくものとする。差金は生じないので清算しない。

　　　　以下の通り契約したので本書２通作成し甲乙各下記に記名押印し、各１通保存

　　　　するものとする。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所　石垣市字

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所　石垣市字

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

１物件　　石垣市字　　　　　　　　　　　　　２物件　　石垣市字

　㎡　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡